

# 平成 27 年度 狩猟税に係る税制改正について

平成 26 年 12 月  
環 境 省

## 鳥獣被害対策

### ➤ 鳥獣被害対策の推進を目的とした狩猟税の廃止（狩猟税）

[大綱 98 頁]

鳥獣被害対策の推進を図るため、以下のとおり、狩猟税の減免措置を講ずることとされた。

狩猟税について、次の措置を平成 31 年 3 月 31 日まで講ずる。

- ① 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税とする。
- ② 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部改正により創設される認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税を非課税とする。  
(注) 平成 27 年 5 月 29 日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用する。
- ③ 狩猟者登録を申請した日前 1 年以内に、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止等の目的で、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録に係る狩猟税の税率を通常税率の 2 分の 1 とする。
- ④ その他所要の措置を講ずる。

# 平成27年度税制改正大綱に示された狩猟税の税制改正 (平成31年3月31日までの時限措置)

通常の税額は、銃猟(装薬銃)で16500円、わな猟・網猟で8200円、銃猟(空気銃)で5500円/年

狩猟税の減免措置

1/2減税

免税

レジャー目的のみの狩猟者

有害鳥獣捕獲許可を有している者  
(鳥獣法に基づき被害防止目的等の許可を受け過去1年以内に捕獲に従事した者)

認定鳥獣捕獲等事業者  
(※1)

対象鳥獣捕獲員  
(※2)

今回追加で減免措置された範囲

既存の減税措置

※1:改正鳥獣法に基づき、都道府県知事から認定を受けた捕獲事業者の従事者  
(過去1年以内に実際に捕獲に従事した都道府県において適用)

※2:鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村長から任命されて捕獲を行う者